

 **マイナンバー(個人番号)カードをお持ちの人へ  
住民票などのコンビニ交付  
サービス停止期間のお知らせ**

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線111)

システムメンテナンスのため、次の日程で各証明書のコンビニ交付サービスおよび本籍地利用登録申請サービスを一時停止します。ご不便をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

▶ **コンビニ交付サービス停止期間**

2月7日(金) 12時~18時

※ 作業の状況により、サービス停止時間が前後することがあります。

▶ **対象となる証明書および申請サービス**

- 住民票の写し
- 印鑑登録証明書
- 戸籍全部事項証明書(戸籍謄本)・戸籍個人事項証明書(戸籍抄本)
- 戸籍附票の写し
- 戸籍の本籍地交付利用登録申請

 **無料歯周疾患検診を  
受けることができます**

☎ 健康福祉課 ☎ 687-1530(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線164)

日本人の40歳以上の約8割が歯周病といわれています。歯周病は歯を失う原因になるだけでなく、さまざまな病気と関連があります。また、痛みなどの自覚症状が出にくいので、定期的な歯科医院でのチェックが必要です。

町内の協力歯科医院では、歯周疾患検診を6月から実施しています。対象者は、ぜひ無料歯周疾患検診を受け、お口の状態を確認しましょう。

▶ **対象者** 令和2年3月31日時点で、40歳、50歳、60歳の人

※ 対象者には5月ごろ、はがきサイズの受診券を送付しています。

▶ **実施期間** 1月31日(金)まで

▶ **自己負担金** 無料

▶ <b>協力歯科医院</b>	<b>木下歯科医院</b>	☎ 934-2022
	<b>木村歯科医院</b>	☎ 933-0330
	<b>國廣歯科医院</b>	☎ 935-0419
	<b>辻歯科医院</b>	☎ 935-4611
	<b>つつみ歯科医院</b>	☎ 933-5952
	<b>吉川歯科医院</b>	☎ 933-0158

※ はがきサイズの受診券を紛失された人は、再発行できます。印鑑と身分証明書を持って、健康福祉課 保健予防係までお越しください。

 **令和2年度  
配食サービス事業者募集**

☎ 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線125)

高齢者などに対して、手渡しでお弁当を配達する配食サービス事業者を募集します。

▶ **受付期間** 1月6日(月)~20日(月)

9時~12時 13時~17時

▶ **業務期間** 4月1日(水)~令和3年3月31日(水)

▶ **申請方法** 指定様式(健康福祉課窓口で配布)を1部提出

※ ホームページからもダウンロードできます。

▶ **提出先** 健康福祉課 福祉係

 **水道管の凍結にご注意ください**

☎ 上下水道課 ☎ 932-1445(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線235)

寒さが厳しくなると水道管が凍結、破裂する恐れがあります。

**凍結しやすい水道管**

- 露出している水道管
- 風当たりの強い場所にある水道管
- 家の北側など太陽の当たらない場所にある水道管

**水道管の凍結を防ぐには**

- 露出している水道管には、保温材や布切れなどを巻いて直接冷たい空気に触れないようにしてください。(保温材はホームセンターなどで売っています。)
- 蛇口から糸状程度に、少し水を出したままにしてください。

※ この場合の水道料金は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

**水道管が凍結して水が出ない時は**

- 自然に溶けるのを待つか、蛇口を開けタオルをあてて、その上からゆっくりとぬるま湯をかけて溶かします。水道管を叩いたり急にあつい湯をかけると、水道管が破裂しますのでご注意ください。
- 凍結してしまった時のために、やかんや風呂の浴槽などに汲み置き水を用意しておくに役立ちます。

**水道管が破裂してしまった時は**

まず、メーターボックス内にあるバルブを閉めて、須恵町指定水道工事店へ修理を依頼してください。

水道メーターから宅内側の修理は、使用者の自己負担となりますので、あらかじめご了承ください。

 **要介護認定による障害者控除対象者  
認定書について**

☎ 健康福祉課 ☎ 932-1493(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線125)

本人または扶養している人が65歳以上で、介護保険の要介護認定を受けている場合は、健康福祉課が発行する「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

所得税・住民税の申告の際は、事前に健康福祉課で認定書の交付を受けてください。

▶ **対象者** 令和元年12月31日時点で65歳以上かつ、介護保険の要介護1から5の認定を受けている人

※ 要支援認定の人は対象になりません。

※ 障害者手帳などをお持ちの人は、手帳を提示して控除を受けることができます。

▶ **持ってくる物** 印鑑、介護保険被保険者証

※ 代理申請者は、身分を証明する運転免許証などが必要です。



**認知症について一緒に学びませんか？**

☎ 須恵町地域包括支援センター ☎ 410-9312

**認知症サポーター養成講座**

認知症サポーターは、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族を温かく見守り支援する『応援者』です。関心がある人は、ぜひ養成講座にご参加ください。

▶ **日時** 2月15日(土)

14時~15時30分

受付 13時30分~

▶ **場所** 地域活性化センター2階 研修室4

▶ **内容** 認知症の基礎知識、認知症の人やその家族の気持ち、接する時のポイントなど

▶ **対象者** 須恵町在住で認知症について学びたい人

▶ **定員** 30人(先着順)

※ 定員になり次第締め切ります。

※ 受講したことのない人を優先します。

▶ **受講料** 無料

▶ **申込方法** 須恵町地域包括支援センター 窓口または電話

▶ **申込期間** 1月20日(月)~29日(水)

詳しくは、須恵町地域包括支援センターまでお問い合わせください。

 **70歳到達予定者および後期高齢者のための  
医療制度説明会**

☎ 住民課 ☎ 932-1467(ダイヤルイン)  
☎ 932-1151(内線116)

70歳到達予定者のための医療制度説明会および後期高齢者医療制度説明会を次のとおり行います。

▶ **日時** 1月24日(金)

70歳到達予定者のための医療制度説明会 10時~  
後期高齢者医療説明会 11時~

▶ **場所** 保健センター1階

▶ **対象者**

**70歳到達予定者のための医療制度説明会**

(国民健康保険加入者のみ)

昭和25年1月2日~昭和25年2月1日生まれの人

**後期高齢者医療説明会**

昭和20年2月1日~昭和20年2月29日生まれの人

認知症の人の対応には、さまざまな方法があります。次の家族はどうするかな？



自主的に食器を洗ってくれるおばあちゃん。でも、汚れが取れていないことがあり、食器もうまく重ねられず、しまう場所もバラバラ。どうしよう…？



- 使う前に汚れが残っていないか確認する。
- お客さんに出す分は洗って使う。
- 気づいた時に元の場所にしまい直す。

おばあちゃんのやる気を大事にしたい

できること、受け入れられることは人によって違うので、その人や家族に合った方法を考えることが大切です。また、家族でできることにも限界があるので、地域の皆さんの支えが必要です。認知症サポーター養成講座では、対応の例なども交えながらお話しします。みんなで認知症への理解を深め、認知症になっても安心して過ごせる町にしましょう。



みんなでちょっとずつ気をつけよう。